

第 1 1 回 株券電子化小委員会 議事要旨

- 日 時** 平成 19 年 5 月 10 日（木曜） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分
- 場 所** 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 6 番 1 号
日経茅場町別館 1 階 当社会議室
- 議 題** 1．「株券等の電子化に係る制度要綱」の一部修正について
2．各分科会における検討状況について
3．その他

議事内容

議題 1．「株券等の電子化に係る制度要綱」の一部修正について

事務局から議題について資料 1 - 1 及び資料 1 - 2 に基づいて報告し、質疑応答が行われた。質疑の概要は以下のとおり。

配当金のスキームが固まったが、一方で、合併対価の柔軟化に関する会社法の改正規定も施行され、現金交付を行う場合のスキームが検討課題となっている。証券界では、従来からこの配当金のスキームを利用できないかとの意見があり、当面、株主総会等で繁忙な時期であるが、今後、発行会社、信託銀行等の関係者と調整しながら検討をすすめたいと考えている。その際には、保振の分科会でも検討テーマとして取り上げてもらいたい。（証券会社）

そのような要望があることについては銀行界としても承知しているが、資金決済に関するテーマについては、配当金の場合にもそうであるが非常に関心の高い分野である。現時点で賛否を申し上げる立場にないが、あらかじめ関係業界の意見聴取を幅広く行いながら検討を進めてもらいたい。（オブザーバー）

指摘の点に限らず、新しい仕組みができると、それを他の目的でも有効に利用できないかといった要望は当然にでてくるとは思う。もっとも、当面は 2009 年 1 月にシステムを稼働させることが我々としての最優先の課題である。その意味では、今後、システムに新たな要件を追加するといった対応は不可能であると考えている。実務運用のレベルで乗り越えられる部分については、関係者

の意見を踏まえて一致点を見出していければよいのではないかと思う。また、今後、各業界ではペーパーレスに対応した新しいビジネスモデルの詳細な検討を進めていく中で、業界内あるいは業界を超えて新たな取決めを行う必要がある項目も出てくるのではないかと思われる。機構としても、前広に論点を提示してもらえるのであれば、そのような案件についての議論の場を提供することはやぶさかでないと考えている。(事務局)

本日提示した制度要綱の修正案については、今月 18 日の業務委員会に諮った上で、正式には今月の機構取締役会で決議することを予定している。(事務局)

議題 2 . 各分科会における検討状況について

まず、事務局から資料 2 - 1 に基づいて報告し、質疑応答が行われた。質疑の概要は以下のとおり。

発行会社と機構との間の情報の授受を電磁的に行う旨の説明であるが、もともと本件については、環境が整うまで見送ると結論づけられていたものであると思う。本日の資料には、機構から口座管理機関への情報の提供についての記述が盛り込まれていないが、口座管理機関側としても影響の大きな問題であるので、この部分についても、電磁的な処理が行えるよう引き続き検討願いたい。(証券会社)

可能な限り処理を S T P で行うという方向性であることについては、指摘のとおりであると思う。問題は、それを実現するための体系的なリソースやマンパワーの確保という点であろう。いずれにしても、問題意識としては共有できているので、どのように検討していくかについては、引続き相談させてもらいたい。(事務局)

次に、事務局から資料 2 - 2 に基づいて報告し、質疑応答が行われた。質疑の概要は以下のとおり。

加入者情報の標準化要領の作成の時期について、具体的な目途があるか。現在、各社でシステムの準備を進めている状況にあり、大まかな目安でもよいので時期を示してもらいたい。(銀行)

事務局としての作業は、本年夏を目標に鋭意行っており、夏から秋にかけて参加者向けの説明会を開催するなどして周知を図っていきたいと考えている。なお、標準化要領の内容については、既にシステム概説書やシステム接続仕様

書において、ある程度細かな部分までのルール決めを行っており、主要な点については出尽くしていると思っている。ただ、その後に証券会社やT Aからは、特殊な事例についての質問を受けており、それらにまとめて回答するといった作業は残っていると考えている。また、今月下旬から来月初旬にかけて実施する予定のシステム説明会において、各社から寄せられている質問等をQ & Aの形式でとりまとめて配布を予定しており、現時点の内容については、ある程度まで周知できると考えている。(事務局)

かねてより、証券会社から標準化の具体的なツールの提供に係る要望を受けていたが、中央インフラがオーダーメイド的なソフト開発を行うのは適当ではないし、市中のベンダー等が競い合って開発したほうがコストも安いし使い勝手も良くなるはずだと申し上げてきたところである。日本証券業協会の証券決済制度改革推進センターにおいて、具体的にそのようなツールを開発できるベンダーのピックアップを行い、そのようなニーズがあることを展開してもらっている。自社で標準化ツールを開発することが大変だという場合には、同センターから、ツールを提供するベンダーを紹介してもらえらるという話があると聞いているので、参考にしてもらえればと思う。(事務局)

5月8日付で日本証券業協会の会員には通知を行い、先般、保振システム部が計算会社を対象に行った説明会において協力を依頼した先にも、同様の内容を通知しているので、適宜、照会してもらえればと思う。証券決済制度改革推進センターでも要望を受け付けている。(オブザーバー)

その後、事務局から資料2 - 3及び資料2 - 4に基づいて報告し、質疑応答が行われた。質疑の概要は以下のとおり。

事前確認スキームのスケジュールに関連して、総合テストの概略について教えてもらいたい。(証券会社)

総合テストの具体的な手続きについては、現在、精査を行っており、近日中に公表したいと思っている。なお、現行のS I T R A Sを利用している参加者にとっては、ほとんどシステム変更がなく、若干機能が付加されている程度であるため、それほど大掛かりなテストは必要がないのではないかと考えており、実際のテストの内容は、T Aと機構との間のものが中心になると想定している。詳細な内容については、決定次第、案内したい。(事務局)

事前確認スキームの利用者の今の段階の数と特例参加者の参加数の見込みについて教えてほしい。(銀行)

事前確認スキームについては、資料2 - 4 - 3 - 2にもあるとおり、主要な銀行と証券会社による利用を想定しており、該当する各社にアンケート調査を行った結果では、10社程度の利用が見込まれている。今後、正式に兼業承認が得られたところで、利用申込みの受付を行うことになるので、多少増えてくることもあるかもしれない。一方、特例参加者の状況であるが、現時点では、特例参加者をぶら下げようとしている参加者との間で調整を行っている段階であるため、具体的な数については把握できていない。(事務局)

議題に関する審議終了後に、次の発言があった。

本日の小委員会の議題とは離れるが、株券の電子化は証券決済のしめくりとなる大きな案件である。カストディ銀行では、外国人投資家から株券を預かっており、すぐにというわけにはいかないかもしれないが、ドキュメントの英文化を是非検討してもらいたい。また、国内向けのPRはずいぶん進んでいるが、海外向けのPRのようなものも積極的に行ってはどうか。検討の主体が異なるのかもしれないが、是非、前向きに取り組んでももらいたいと思う。(銀行)

先月開催された日本証券業協会の証券決済制度改革推進会議の席上でも、委員から海外向けPRを行うべきであるとの提案があり、どこまでやるかは別であるが、非居住者のシェアが4割に達しているという状況を踏まえて、事務局からも検討する旨の発言があったと聞いている。保振としても同様の問題意識はあり、協力すべきところは積極的に協力したいと考えている。(事務局)

以 上